

化審法のスクリーニング評価における発がん性クラスについて

1 制度の概要

平成21年の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の改正で導入されたスクリーニング評価は、「一般化学物質」等が「優先評価化学物質」に相当するかどうかを判定するために行う評価であり、「人の健康」と「生態」を、それぞれ有害性と暴露の観点から評価している。評価方法は、「化審法におけるスクリーニング評価手法について」（平成23年1月14日）にまとめられている。

2 具体的な評価手法

○人の健康の場合、有害性（クラス1～クラス4，クラス外の計5段階。数字が小さい方が有害性が高い。）及び暴露クラス（クラス1～クラス5，クラス外の計6段階。数字が小さい方が暴露が高い。）を評価し、両者をマトリックス（別添の図表3-2参照）に入れて優先度の高低の評価を行う。

○人の健康の優先度については、次のように評価する。

ア 有害性クラスについて

- ・有害性項目（①一般毒性、②生殖発生毒性、③変異原性、④発がん性の4項目）それぞれについて独立にクラス分けし、そのうち最も厳しい（数字の小さい）クラスを当該物質の有害性クラスとする。
- ・有害性項目ごとの有害性クラスの区切りについては、化審法（改正前）の第二種監視化学物質の判定基準とGHSの分類基準等を土台にして設定した（図表3-2の分類基準「案」を参照）。
- ・また、図表3-2には記載されていないが、一般毒性及び変異原性については、有害性情報が得られない場合の当該項目の有害性クラスは「2」とすることとなっている。

イ 暴露クラスについて

- ・人の健康に係る暴露クラスは、個別の化学物質について届け出られた製造数量、用途別出荷数量、排出係数等から求める。